

1 事業名

所沢市一般職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正

2 事業の概要

中核市保健所への職員の研修派遣に伴う試験等業務手当を新設するとともに、災害対策業務手当について所要の改正を行うものである。

【改正概要】

(1) 試験等業務手当

次の業務に従事した場合に、日額300円を支給する。

- ・人体に有害なガスの発生を伴う試験等の業務
- ・特に危険性を有する薬品を取り扱う試験等の業務
- ・感染症の病原体を取り扱う試験等の業務
- ・毒物又は劇物の製造所等の立入検査の業務（人体に有害なガス又は特に危険性を有する薬品を直接採取し、又は検査する業務を伴うものに限る。）

(2) 災害対策業務手当

休日の8時30分から17時15分の間に出動した場合を支給対象に加える。

3 他自治体の類似する政策等

県内の他自治体においても、同様の手当が規定されている。

4 市民参加の実施の有無とその内容

なし

5 関係法令、基本計画との整合性

地方公務員法

6 事業費及びその財源等

【改正による影響額】

65 千円

7 その他

添付資料

・新旧対照表

議案第26号 所沢市一般職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

(特殊勤務手当の種類)

第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。

(1)～(11) 略

(12) 試験等業務手当

(防疫作業手当)

第4条 防疫作業手当は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第2項から第9項まで（第6項を除く。）に定める感染症（以下「感染症」という。）の患者若しくはその疑いのある者と接する作業又は感染症の病原体に汚染され、若しくは汚染された疑いのある場所若しくは物件の消毒作業に従事した職員に支給する。

2 略

(災害対策業務手当)

第11条 災害対策業務手当は、次に掲げる業務又は作業に従事した職員に支給する。

(1) 所沢市地域防災計画に基づく体制の下で行う災害対策の業務のうち、正規の勤務時間（休日（勤務時間等条例第9条に規定する祝日法による休日及び年末年始の休日（それぞれ勤務時間等条例第10条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日）をいう。）に割り振られた勤務時間を除く。以下この号及び次号において同じ。）に連続して行う4時間以上の業務又は正規の勤務時間に連続しない業務

(2) 略

2 略

(動物死体処理手当)

第13条 略

(特殊勤務手当の種類)

第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。

(1)～(11) 略

(防疫作業手当)

第4条 防疫作業手当は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第2項から第9項まで（第6項を除く。）に定める感染症の患者若しくはその疑いのある者と接する作業又は当該感染症の病原体に汚染され、若しくは汚染された疑いのある場所若しくは物件の消毒作業に従事した職員に支給する。

2 略

(災害対策業務手当)

第11条 災害対策業務手当は、次に掲げる業務又は作業に従事した職員に支給する。

(1) 所沢市地域防災計画に基づく体制の下で行う災害対策の業務のうち、正規の勤務時間に連続して行う4時間以上の業務又は正規の勤務時間に連続しない業務

(2) 略

2 略

(動物死体処理手当)

第13条 略

(試験等業務手当)

第13条の2 試験等業務手当は、次に掲げる業務に従事した職員に支給する。

- (1) 規則で定める人体に有害なガスの発生を伴う試験等の業務
 - (2) 規則で定める特に危険性を有する薬品を取り扱う試験等の業務
 - (3) 感染症の病原体を取り扱う試験等の業務
 - (4) 毒物又は劇物の製造所等の立入検査の業務（第1号に規定する人体に有害なガス又は第2号に規定する特に危険性を有する薬品を直接採取し、又は検査する業務を伴うものに限る。）
- 2 前項の手当の額は、1日につき300円とする。